平成29年知多北部広域連合議会第2回定例会会議録目次

8月29	5日
------	----

会議録署名議員の指名 4
会期について
例月出納検査結果報告(平成29年 5 月分~ 6 月分)
一般質問
平成28年度知多北部広域連合一般会計歳入歳出決算認定について12
平成28年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について12
平成29年度知多北部広域連合一般会計補正予算(第1号)25
平成29年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第1号)25
議員の派遣について27

知多北部広域連合議会会議録(第62号)

1 招集年月日

平成29年8月25日(金) 午前9時30分

2 招集の場所

東海市しあわせ村 保健福祉センター(2階)講義室(議場)

3 応招議員(16人)

明	政	藤	工	2番	人	正	上	井	1番
長子	久美	野	神	4番	信	孝	江	蟹	3番
守		古	加	6番	子	久	下	木	5番
洋		地	窪	8番	光	高	Ш	早	7番
弓	眞	邉	渡	10番	浩	泰	俣	古	9番
太郎	一カ	田	富	12番	平	公	藤	伊	11番
憲	恭	山	向	14番	司	享	下	Щ	13番
二子	久仁	下	杉	16番	治	英	公原	小木	15番

4 不応招議員

なし

5 開閉の日時

開 会 平成29年8月25日 午前 9時30分 閉 会 平成29年8月25日 午前11時 8分

6 出席議員

応招議員と同じである。

7 欠席議員

なし

8 職務のため議場に出席した議会事務局職員

事務局長 石川義章 書 記 千田直子

9 説明のため議場に出席した者

広域連合長	鈴	木	淳	雄	副広域連合長	畄	村	秀	人
副広域連合長	宮	島	壽	男	副広域連合長 代 理	桒	原	孝	典
選任副広域連 合 長	近	藤	福	_	代表監査委員	田	中	奈	美
会計管理者	久	野	秀	_	事務局長	伊	藤	明	典
総務課長	船	津	光	裕	事 業 課 長	吉	田	幸	尚
事業課長補佐	大	塚	康	雄	事業課長補佐 兼 認 定 係 長	水	野	郁	代

〈関係市町〉

東 海 市健康福祉監	山内	政信	東海市高齢者支援課長	田	中	寛 二
大 府 市 福祉子ども部長	玉村	雅 幸	大 府 市 高齢障がい支援課長	田	中	嘉章
知 多 市健康福祉部長	佐 藤 '	守重	知 多 市 福 祉 課 長	永	井	智仁
東 浦 町 健康福祉部長	馬場	厚己	東 浦 町 福 祉 課 長	鈴	木	貴 雄

10 議事日程

日程	議案番号		件名	備	考
1			会議録署名議員の指名		
2			会期について		
3	報告	4	例月出納検査結果報告(平成29年5月分~6月分)		
4			一般質問		
5	認定	1	平成28年度知多北部広域連合一般会計歳入歳出決算認定について		
6	11	2	平成28年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出 決算認定について		
7	議案	8	平成29年度知多北部広域連合一般会計補正予算(第1号)		
8	11	9	平成29年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算 (第1号)		
9			議員の派遣について		

11 会議に付した事件

議事日程に同じである。

(8月25日 午前9時30分 開会)

議長(冨田一太郎)

皆さん、おはようございます。

定刻となりました。

ただいまの出席議員は16人で、定足数に達しております。

ただいまから、平成29年知多北部広域連合議会第2回定例会を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配布いたしました日程表のとおり進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めましたので、御報告申し上げます。

議長 (冨田一太郎)

会議に先立ち、広域連合長から挨拶をいただきます。

広域連合長 (鈴木淳雄)

皆さん、おはようございます。

議長のお許しを得まして、知多北部広域連合議会の開会に当たり、一言挨拶をさせていた だきます。

本日は、広域連合議会第2回定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様におかれましては大変お忙しい中、御出席を賜り厚くお礼申し上げます。

今回の定例会におきましては、平成28年度決算認定のほか、平成29年度補正予算について の議案を提出させていただいております。

議案の内容につきましては後ほど御説明いたしますが、何とぞよろしく御審議の上、御賛 同をいただきますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。よろしく お願いいたします。

議長(冨田一太郎)

ありがとうございました。

これより会議に入ります。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、15番小松原英治議員、16番杉下久仁子 議員を指名いたします。

議長 (冨田一太郎)

日程第2、「会期について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定しました。

議長 (冨田一太郎)

日程第3、報告第4号「例月出納検査結果報告(平成29年5月分~6月分)」を議題といたします。

本件は、監査委員から議長宛てにそれぞれ報告書が提出されておりますので、その写しの 配布をもって報告とさせていただきます。

議長 (冨田一太郎)

続いて、日程第4、「一般質問」を行います。

先に配布いたしました一般質問通告者一覧の順序に従い、質問をしていただきます。

なお、質問時間は、質問・答弁を含めて1人30分以内となっておりますので、よろしくお願いいたします。

また、時間の確認音が10分前と5分前に鳴るようになっております。

それでは、16番杉下久仁子議員の発言を許します。

16番(杉下久仁子)

よろしくお願いいたします。おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

- 1、第7期介護保険事業計画へ向けた介護保険料と単独減免制度について。
- (1)第5期事業計画から第6期事業計画へ移行した際、所得階層が8段階から11段階に 細分化され、介護保険料軽減を強化するとしていましたが、2年経過し、滞納状況や保険料 についての相談・苦情の内容も踏まえてどう評価されていますか。
- (2) 第7期事業計画での介護保険料設定で、被保険者の負担増加とならない保険料となるよう、特に低所得者やそれに近い中間層への配慮を求めますが、広域連合としての考えを伺います。
 - (3) 第7期事業計画の策定に向けて、介護保険料のみの単独減免を復活させる考えはあ

るか伺います。

- (4)利用者負担の減免基準が平成27年度から見直され、延べ人数・受給件数とも減少していますが、基準が厳しくなったことによるサービスの利用控えが起きていないか伺います。
- (5)単独減免制度の趣旨に「介護サービスの利用促進」があり、介護度の重度化を予防するためにも、受給しやすい基準に緩和する考えはあるか伺います。

大きい項目の2としまして、新たに導入される「共生型サービス」の課題について。

(1) 障がい者が介護保険で要支援・要介護の認定を受けたとしても、障害福祉サービスを優先して受けられるよう、障害者控除対象の認定を継続するよう求めますが、広域連合としての方針はどのようになりますか、伺います。

以上で通告といたします。

議長 (冨田一太郎)

お答え願います。

事務局長 (伊藤明典)

御質問の1番目、「第7期介護保険事業計画へ向けた介護保険料と単独減免制度について」の1点目、「第6期事業計画へ移行した際に所得階層を8段階から11段階に細分化したことにより、滞納状況や保険料についての相談・苦情の内容も踏まえてどう評価しているか」についてでございますが、第6期事業計画において、低所得階層における実質的な保険料負担軽減となる公費負担が開始されたことから、保険料に関しての苦情やお問い合わせをいただいた場合でも、早々に御理解いただけるケースが増えているものと認識しております。また、所得段階設定を細分化したことにより、所得段階保険料に関しても不公平を訴える声は、減少していると感じております。

なお、滞納状況につきましては、被保険者数や会計規模の増大に伴い増加傾向にはあるものと理解しておりますが、実際には第5期事業計画の最終年である平成26年度の保険料収入 未済額が約7,451万円、第6期事業計画の最初の年となる平成27年度で約7,771万円、そして 28年度で約7,337万円と大きな変化はございません。

このようなことから、低所得階層の保険料設定についても、おおむね適切であったと判断 しているところでございます。

次に2点目、「第7期事業計画での介護保険料設定において、特に低所得やそれに近い中間層への配慮を求めるが、広域連合としての考えは」についてでございますが、広域連合としては、これまでと同様に、国から示される基準を参考に、事業計画推進委員会の御意見などを伺いながら第7期の事業計画を策定していく中で、所得段階区分や保険料を検討し、設定していく予定でございます。

次に3点目、「第7期事業計画の策定に向けて、介護保険料のみの単独減免を復活させる 考えは」についてでございますが、この単独減免は、第6期事業計画策定時に、低所得者に 対する保険料負担軽減策として公費負担が始まったことから廃止したものでございます。

第7期事業計画においても、介護保険料の低所得者への公費負担が継続される見込みであ

ることから、介護保険料の単独減免を復活させる考えはございません。

次に4点目、「平成27年度から利用者負担減免基準が見直され、基準が厳しくなったことによるサービスの利用控えが起きていないか」についてでございますが、平成27年度からの基準の見直しの内容は、主には世帯収入合計金額の規定を見直したものであり、利用者の負担を過度に増加させるものではございませんので、特に基準見直しによる利用控えが生じてるものとは考えておりません。

次に5点目、「単独減免制度の趣旨に、介護サービスの利用促進があり、介護度の重度化を予防するためにも、受給しやすい基準に緩和する考えは」についてでございますが、広域連合の現在の基準は、低所得の方にとって介護サービスを利用しやすい基準であると考えていることから、直ちに基準を緩和する必要性はないものと考えております。

次に、御質問の2番目、「新たに導入される『共生型サービス』の課題について」でございますが、法律改正に関わってまいります全国的な課題と考えておりますので、今後の国の動向を注視し、国の方針に合致した政策を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長 (冨田一太郎)

答弁が終わりました。再質問がありましたら、発言を許します。

16番(杉下久仁子)

では、よろしくお願いします。

3点、再質問をさせていただきます。

先ほどのまず大きい(1)と(2)のほうからですけれども、苦情等は特に、あったけれどもすぐに理解してもらえたということでありますし、滞納等についても、そういったことは特に大きな変化はないということで、今後も国の基準を参考に第7期の保険料を設定していくということでありますけれども、私のほうの考えとしては、もう少し所得階層の細分化をしたほうがもっとより払うほうも払いやすいかなと考えまして、提案を1つさせていただきます。

岡崎市でですけれども、第5期から第6期へ移行する際に基金が約12億円ありまして、それを活用して保険料の増額を抑えることができ、また小規模多機能施設等の増設を行うなど被保険者へ還元されたという実感が持たれたそうです。所得階層の細分化では、高浜市が16段階にしていることを始め、先ほど述べた岡崎市、名古屋市、津島市等では最高額を基準の2倍に設定をしたり、所得階層を14段階に設定をし、保険料の軽減、中間層への配慮を強化していると聞いております。また、県内の自治体の中で41の自治体が12段階以上を設定しております。

そこで、第7期事業計画へ向けて広域連合としても所得階層のさらなる細分化を行い、被保険者が保険料が還元されていると実感できるような施設の増設や受けやすいサービスを整備していくことを望みますが、その見解を伺いたいと思います。

2点目としまして、(5)のほうですけれども、今の単独減免制度については利用しやす

いという答弁でありました。けれども、私自身が減免、免除の基準が厳しいと考えるのは実際の話がありまして、生活費として預貯金等を切り崩しながら行っていたり、流出、そういった預貯金等のデータの流出等の可能性が低いとしても、資産を他人に公表することに抵抗を感じられて利用を断念するというケースを伺っております。

そのため、個別の事情に配慮して安心してサービスが受けられるように、預貯金の基準を 廃止するよう求めたいですけれども、考えを伺います。

3点目は、大きい2のほうですけれども、「共生型サービス」というものの本質としては、厚生労働省の示したビジョンに出てきております人口減少の中でも持続可能なものとするため、生産性の向上、業務の効率化を図り、兼務を進めるなど、少ない人数でのサービス提供のあり方を検討するとされています。

一見すると、1カ所の事業で介護も障がい者も支援を受けられるというふうに、よさそうなふうに聞こえますけれども、障がい者と高齢者と、それぞれ専門性が必要とされるその担保がされるのかという不安の声があるということも考慮しまして、「共生型サービス」ありきで検討しないように求めたいと思います。

以上で再質問を終わりにいたします。見解を伺いたいと思います。

議長 (冨田一太郎)

御答弁お願いします。

事業課長(吉田幸尚)

御質問の1点目、第7期における所得階層の細分化についてでございますが、最初の答弁で申し上げましたように、今後事業計画推進会議の中で協議して定めていくものとなりますので、よろしくお願いしたいと思います。

2点目になります預金の確認でございますが、こちらのほうは保険の減免ということで所 得の確認をさせていただくということになります。こちらのほうも、公平なサービス提供に つながるものだと思っておりますので、その辺の御理解をお願いしたいと思っております。

次に、3点目でございますが、こちらのほうは、介護サービス、介護保険の施設と障がいの施設とのいわゆる基準の差によって、少しサービス提供が異なるということになるかと思います。こちらのほうも今、国のほうで整備して検討しているところでございますので、今後国の方針に従いまして政策のほう進めていきたいと思っております。

以上でございます。

議長(冨田一太郎)

16番杉下久仁子議員、要望、意見がありましたら発言を許します。

16番(杉下久仁子)

大きい2番のほうにつきましては、できればそういったこと、「共生サービス」ありきで行わないように求めたいということを再度求めまして、終わりとさせていただきます。

議長(冨田一太郎)

以上で16番杉下久仁子議員の一般質問を終わります。 続いて、4番神野久美子議員の発言を許します。

4番(神野久美子)

皆様、おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

質問事項1、「認知症不明者について」質問します。

昨年1年間に認知症の行方不明者として全国の警察に届け出があった人は、前年から3,224人、26.4%増の1万5,432人に上ったことが、6月15日、警察庁のまとめでわかりました。平成24年の統計開始以降、4年連続で最多を更新しました。警察庁によると、昨年のうちに所在が確認されたのは、それ以前に行方不明になっていた分を含め1万5,314人でした。第三者からの通報などを含め、警察活動で発見されたのは9,756人、自力で帰宅をしたり家族が発見したりしたのは4,950人でした。発見時に死亡していたのは、471人でした。届け出の受理当日に所在が確認されたのは7割以上の1万1,095人です。見つかった人の98.4%に当たる1万5,069人は、1週間以内でした。

厚生労働省の認知症施策推進室によりますと、認知症徘回者の行方不明防止や早期発見へ何らかの対策を講じている自治体は、平成28年4月時点で全国1,355市区町村に上ります。これは、全自治体の約8割に当たり、各地で工夫を凝らした取り組みが広がっています。広域連合内の各市町も取り組みを行っているところです。

新聞には、福岡県大牟田市の取り組みが掲載されていました。地元住民や小中高生、事業者など約3,000人が認知症の不明者を保護する模擬訓練に参加しました。大牟田市では、平成16年から訓練を毎年行い、平成25年には福岡、熊本両県にまたがる近隣14市町と不明者の情報を共有する広域連携ネットワークシステムを構築したそうです。

住民にも、不明者の顔写真や服装などを知らせるメール配信を行い、昨年は地元警察署に届け出のあった35件で全員を無事に保護しました。住みなれたまちで安心して生活してもらうために、地域の見守りが必要だと市の担当者が話をされたそうです。このような取り組みが広域連合としても実施できたらと考えます。

質問要旨1、「行方不明者の対応について、広域連合の現状の対応と認知症高齢者が増加 することが予想される中、今後の対応はどのようか」お伺いいたします。

次に、質問事項2、「介護施設での虐待について」質問します。

平成27年度の高齢者への虐待件数は、厚生労働省の調査で前年度比2.2%増の1万6,384件でした。家族らによる虐待が1万5,976件と大半ですが、介護施設の職員による虐待が調査を開始した平成18年から9年連続で増え、36%増の48件と過去最高を更新しました。厚生労働省は、相談や通報の件数が増えたことが要因と分析しています。

調査によりますと、虐待による死亡は21人で、うち20人は家族らによるものですが、1人は調査開始以来初めて施設職員による虐待で死亡したケースでした。岐阜県高山市の介護老

人保健施設では、7月以降に相次いで5人の高齢者が死傷し、調査中と報道されています。

職員による虐待を、病院、複数回答別に見ますと、業務への理解不足など教育、知識、介護技術等に関する問題が65.6%と最も多く、ストレスや感情のコントロールの問題が26.9%で2番目に多いということです。目に見えない実態を顕在化することや、介護施設職員への教育の徹底を図ることが重要です。

質問要旨1、「介護施設からの虐待情報が入った場合の広域連合の対応はどのようか」お 伺いします。

次に、質問事項3、「第7期介護保険事業計画について」質問します。

厚生労働省介護保険計画課からの資料を見ますと、「介護保険制度改正における保険者機能に関する事項等について」の中に、財政的インセンティブの付与の規定の整備があります。 国は、利用者の要介護度を改善した市町村へ財政支援をする検討に入ったということです。 既に、先進的に取り組まれている自治体もあります。

自立支援で要介護度の比率を減らした埼玉県和光市、川崎市は介護に関わる全事業所を対象に実施、ケアマネジャーや訪問、施設の介護職員が要介護者に関わるチームに報奨を与えるのが特徴です。東京都品川区は、特別養護老人ホームや老人保健施設など入所施設に対し、平成25年度から要介護度改善ケア奨励事業を開始、入所者の要介護度が1段階軽くなった場合、1人につき月2万円の報奨金を1年間支給します。この他、江戸川区、岡山市、名古屋市もインセンティブ事業を実施しています。

介護保険では、要介護度が下がるとサービスは減りますが、自己負担は下がります。介護 事業者にとっては、介護度が高いほど給付が手厚いので、介護度が下がると経営では損をす ることになります。ですから、なかなか思うようにはいきません。ですが、財政的にインセ ンティブの付与があればうまくいくのではないかと考えます。

また、第7期介護保険事業計画の策定に向けてとして、(1)基本指針の見直し、(2)介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、(3)在宅介護実態調査、(4)「見える化」システム等を活用した地域分析、(5)都道府県によるアドバイザー派遣事業について、(6)「見える化」システムにおける「将来推計機能」など6項目あります。特に(6)に関しては約4.5ページにわたって書かれており、サービス見込み量や保険料に関することが書かれています。

質問要旨1、「第7期の事業計画策定の進捗状況はどのようか」、2、「介護保険料は、 どのように推移すると想定されるか」質問して、通告いたしました質問は終わります。

議長(冨田一太郎)

お答え願います。

事務局長 (伊藤明典)

御質問の1番目、「認知症不明者について」でございますが、広域連合で把握しております認知症高齢者の徘回件数は、平成27年度が59件、平成28年度が40件でございました。

認知症徘回者が発生したときの対応といたしましては、関係市町の高齢者福祉担当課に第

一報が集約することから、関係市町から広域連合にも情報提供をいただき、一事業者として協力しているところでございます。

また、現在、高齢者の7人に1人と言われる認知症患者が今後増加することが予想されていることから、保険者として現在策定しております第7期介護保険事業計画において、ハード面といたしましては、認知症対応型共同生活介護施設を新たに数施設整備する方向で、介護保険事業計画推進委員会で検討を進めているところでございます。

ソフト面からは、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で暮らし続けられるために、平成27年度から認知症地域支援・ケア向上事業として、関係市町または市町の社会福祉協議会へ業務を委託し、認知症地域支援推進員を配置するなどにより、認知症の人と介護している家族などへの支援を推進しておりますが、さらに平成30年4月からは、認知症の人やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チームを関係市町に配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する予定でございます。

次に、御質問の2番目、「介護施設での虐待について」でございますが、広域連合では、 虐待情報が入った場合は、関係市町の担当課や虐待防止センター等に情報提供をし、場合に よっては介護保険関係施設や事業所への立ち入りや聞き取り調査など、保険者として協力を しているところでございます。

御質問の3番目、「第7期介護保険事業計画について」の1点目、「事業計画策定の進捗 状況は」についてでございますが、昨年度3回、そして今年度は既に2回の介護保険事業計 画推進委員会を開催し、第7期介護保険事業計画の基礎となります日常生活圏域や、施設整 備計画などについて検討を進めてきているところでございます。

なお、第7期介護保険事業計画の策定は、厚生労働省から配布されます「見える化システム」の将来推計機能に基づき、人口推計を始めとした被保険者数、認定者数、給付見込み額の推計や保険料の算定を行うこととされております。

今後の予定といたしましては、厚生労働省より7月末に「見える化システム」が配布されましたので、この「見える化システム」に必要な情報を入力し保険料算定を進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目、「介護保険料は、どのように推移すると想定されるか」についてでございますが、これまでの介護保険事業計画推進委員会において、第7期介護保険事業計画では各市町ともに大規模な施設整備を行わない方向性で調整しております。

従いまして、保険料に大きな変動はないと考えているところでございますが、今後、事業 計画の策定とともに保険料などについても算定を進めてまいりますので、御理解いただきま すようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長 (冨田一太郎)

答弁が終わりました。再質問がありましたら発言を許します。

4番(神野久美子)

再質問を1点お願いしたいと思います。

私がもしかしたら聞きもらしていたかもしれないんですけれども、2の介護施設での虐待ですが、件数って言っていただいたんでしょうか。もし件数と、それと具体的にどのような対応をされたかがわかりましたらお願いしたいと思います。

議長 (冨田一太郎)

お答え願います。

事業課長 (吉田幸尚)

件数といたしましては、1件だけございました。

こちらのほうは、1件虐待が疑われるという情報をいただきまして、その担当の市の虐待情報センターと情報を共有いたしまして、立ち入り方等検討を進めましたけれども、最終的には虐待防止センターのほうが虐待防止法のほうで対応したいということで、そちらのほうで対応していただいたという結果になります。

以上でございます。

議長 (冨田一太郎)

4番神野久美子議員、要望、意見がありましたら発言を許します。

4番(神野久美子)

これで終わります。

議長 (冨田一太郎)

以上で4番神野久美子議員の一般質問を終わります。

議長 (冨田一太郎)

日程第5、認定第1号「平成28年度知多北部広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」及び日程第6、認定第2号「平成28年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」の2議案を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

事務局長 (伊藤明典)

ただいま上程となりました平成29年認定第1号及び認定第2号につきまして、一括して御 説明いたします。

初めに、平成29年認定第1号「平成28年度知多北部広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」御説明いたします。

なお、金額につきましては、歳入は収入済額で、歳出は支出済額で御説明いたします。 まず、歳入につきまして、10、11ページをお願いいたします。

1 款分担金及び負担金、1項1目負担金28億5,758万3,000円は、広域連合規約に基づく関係市町からの負担金で、内訳といたしましては右側備考欄に記載のとおりでございます。

2 款国庫支出金、1項1目国庫負担金1,300万3,500円は、低所得者保険料軽減負担金で、 軽減額に対する2分の1の負担割合でございます。

3 款県支出金、1項1目県負担金650万1,750円も、低所得者保険料軽減負担金で、軽減額に対する4分の1の負担割合でございます。

2項1目県補助金175万1,000円は、低所得者利用者負担対策費補助金で、歳出の3款1項 1目低所得者利用者負担対策事業費に対する4分の3の補助率となっております。

3項1目県委託金2万1,600円は、生活保護法に基づく介護認定に係る審査判定委託料4件の実績でございます。

4款財産収入、12、13ページをお願いいたします。

1項1目利子及び配当金63万4,975円は、財政調整基金の預金利子でございます。

5 款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金1億5,366万7,000円は、関係市町の負担金軽減のため、財政調整基金から繰り入れたものでございます。

2項1目介護保険事業特別会計繰入金1億9,517万1,322円は、平成27年度介護保険事業特別会計の決算に伴い、特別会計分の関係市町負担金の超過額を精算するため、1億9,517万2,000円を増額補正し、特別会計から繰り入れたものでございます。

6 款繰越金、1項1目繰越金は、平成27年度決算額の確定により269万円を増額補正し、 繰り越したものでございます。

7款諸収入、1項1目預金利子900円は歳計現金等の預金利子、2項1目雑入27万27円は 雇用保険被保険者負担金等でございます。

以上、歳入合計は32億3,329万4,659円でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

14、15ページをお願いいたします。

1 款議会費、1項1目議会費は83万2,743円で、執行率93.4%でございます。主な内容といたしましては、1節報酬は関係市町選出議員16人分の報酬、9節旅費は定例会及び臨時議会の費用弁償、13節委託料は3回分の会議録作成委託料でございます。

2 款総務費、1項1目一般管理費は32億1,666万5,461円で、執行率は99.8%でございます。 主な内容といたしましては、1節報酬は審議会等の委員及び嘱託員の報酬、2節給料から4 節共済費までは職員23人分の給料、手当等の人件費、16、17ページをお願いいたします。7 節賃金は臨時職員36名分の賃金でございます。

23節償還金利子及び割引料1億9,517万1,711円は、平成27年度の介護保険事業特別会計精 算金を関係市町に返還するものでございます。

28節繰出金27億3,911万6,250円は、18、19ページに係りますが、備考欄に記載のとおり介護給付費、地域支援事業費、事務費分及び低所得者保険料軽減分の特別会計への繰出金でございます。なお、財源は関係各市町からの負担金でございます。

2目財政調整基金費332万4,560円は、前年度繰越金等297万5,000円を増額補正し、預金利息分を含め積み立てたものでございます。

2項1目選挙管理委員会費は、市町各1名選出の計4人の選挙管理委員の報酬が、3項1 目監査委員費は委員2人分の報酬が主なものでございます。

3 款事業費、1項1目低所得者利用者負担対策事業費233万5,607円は、社会福祉法人利用 者負担軽減補助金が主なものでございます。

4款公債費と5款予備費の執行はございませんでした。

20、21ページをお願いいたします。

以上、歳出合計は32億2,342万8,241円で、執行率は99.7%でございます。

続きまして、22ページの「実質収支に関する調書」について御説明いたします。

1の歳入総額は32億3,329万4,659円、2の歳出総額は32億2,342万8,241円で、3の歳入歳出差引額は986万6,418円となり、4の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、5の実質収支額は986万6,418円でございます。この実質収支額の2分の1の493万3,209円を地方自治法の規定により財政調整基金繰入額といたしました。

次に、24ページの「財産に関する調書」について御説明いたします。

1の物品で自動車及び取得価格が単品100万円以上のものにつきましては、「地域支援事業用システム」が減少しておりますが、平成28年4月に更新いたしました介護保険給付適正化システムに地域支援事業の機能が含まれており、安定した運用が確認できたため廃棄したものでございます。決算年度末現在高といたしましては、自動車7台及び介護保険給付適正化システム一式でございます。

2の基金につきましては、まず、(1)の財政調整基金は、決算年度中に積み立てた分と 取り崩し分の差引額1億2,865万3,000円を取り崩し、年度末現在高は3億7,564万3,000円で ございます。(2)の介護給付費準備基金は、決算年度中に積み立て分と取り崩し分の差引 額4億2,997万7,000円を積み立て、年度末現在高は18億4,321万3,000円でございます。

以上で一般会計歳入歳出決算認定の説明を終わります。

続きまして、平成29年認定第2号「平成28年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計歳 入歳出決算認定について」御説明いたします。

なお、金額につきましては一般会計同様、歳入は収入済額で、歳出は支出済額で御説明いたします。

まず、歳入につきましては、12、13ページをお願いいたします。

1 款保険料、1項1目第1号被保険者保険料は、予算現額50億7,873万6,000円に対し、調 定額52億910万8,700円、収入済額51億829万3,000円で、調定に対する収納率は98.1%でござ います。

また、介護保険法第200条該当による時効により、707人分、2,908万2,100円を不納欠損処分いたしまして、保険料の収入未済額は7,173万3,600円でございます。

なお、1節現年度分特別徴収保険料のマイナス163万5,400円は、特別徴収分の未還付額で ございます。

2款国庫支出金は36億6,055万933円で、1項1目介護給付費負担金並びに2項2目及び3

目の地域支援事業交付金は、それぞれ介護給付費及び地域支援事業費に対する国の法定負担 分でございます。

2項1目調整交付金は、全国ベースで調整され、保険給付費の1.49%の交付率で交付されたものでございます。

3款支払基金交付金は49億4,418万5,000円で、14、15ページに係りますが、介護給付費及び地域支援事業費に対する第2号被保険者負担分の保険料相当額として、社会保険診療報酬支払基金から交付されたものでございます。

4 款県支出金は25億9,697万3,105円で、介護給付費及び地域支援事業費に対する県の法定 負担分でございます。

5款財産収入は419万1,036円で、介護給付費準備基金の利子でございます。

6 款繰入金は27億3,911万6,250円で、16、17ページに係りますが、介護給付費及び地域支援事業費に対する市町の法定負担分及び4目事務費繰入金は、介護保険事業運営に伴う事務経費に対する関係市町負担分を一般会計から繰り入れたものでございます。

5目低所得者保険料軽減繰入金は、27年度からの法改正に伴い低所得者保険料軽減のため に公費投入を行うもので、財源は国、県、市町の負担となっております。その負担分につき、 一般会計を経由して繰り入れたものでございます。

7款繰越金は6億8,516万6,085円で、平成27年度決算における繰越金でございます。

8 款諸収入は461万7,529円で、1項1目第1号被保険者延滞金は保険料納付の遅延による延滞金、18、19ページに係りますが、2項1目預金利子は歳計現金の預金利子、3項1目第三者納付金は交通事故による第三者行為の損害賠償金、2目雑入は過誤等による給付費返還金などでございます。

なお、雑入に収入未済額1,368万6,245円が生じておりますが、これは、不正請求に対する 介護給付費等の返還請求分の年度末残高でございます。分割にて返還いただいております債 権もございますが、新たに1件、553万円余りの不正請求分を調定計上したことにより、昨 年度よりも未済額が増額したものでございます。

以上、歳入合計は197億4,309万2,938円、不納欠損額2,908万2,100円、収入未済額8,541万9,845円でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

20、21ページをお願いいたします。

1款総務費は2億5,028万2,444円でございます。

1項1目一般管理費の主なものは、介護保険事業に係る電算システムの維持経費など、2項1目賦課徴収費の主なものは、保険料納付の利便性を図ったコンビニ収納などによる手数料の他、口座振替依頼書などの印刷費でございます。

3項1目介護認定審査会費の主なものは、認定審査会委員の報酬、22、23ページをお願いいたします。2目認定調査等費の主なものは、主治医意見書作成手数料及び認定調査委託料でございます。

4項1目趣旨普及費の主なものは、保険料や制度説明のための冊子などの印刷費、5項1 目事業計画推進委員会費の主なものは、委員報償金でございます。 2 款保険給付費は175億4,800万234円で、予算に対する執行率は92.4%、前年度と比較いたしまして3億7,983万5,108円、2.2%の増加でございます。

1項介護サービス等諸費は要介護と認定された被保険者に対する保険給付費で、1目の居宅介護サービス給付費は訪問・通所・短期入所サービスなど在宅をベースとしたサービスに対する給付費、2目地域密着型介護サービス給付費は小規模多機能型居宅介護等に対する給付費、24、25ページをお願いいたします。3目施設介護サービス給付費は介護老人福祉施設、介護老人保健施設などの施設入所での介護サービス給付費、4目居宅介護福祉用具購入費、住宅改修費は福祉用具購入や住宅改修に対する給付費、5目居宅介護サービス計画給付費は居宅介護サービス計画作成費用に対する給付費でございます。

平成28年4月から、18床以下の通所サービスについて、1目居宅介護サービス給付費から 2目地域密着型介護サービス給付費へと整理された関係で、前年度と比較しますと1目から 2目へ5億円ほど移行いたしました。

2項介護予防サービス等諸費は、要支援と認定された被保険者に対する保険給付費で、1 目介護予防サービス給付費、2目地域密着型介護予防サービス給付費、3目介護予防福祉用 具購入費、住宅改修費と、4目介護予防サービス計画給付費は、先ほどの1項の介護給付費 のサービスに対応した内容で、それぞれ要支援と認定された被保険者に給付したものでございます。

3項その他諸費でございますが、1目審査支払手数料は、26、27ページをお願いいたします。国民健康保険連合会に介護サービス事業者への介護報酬の審査をお願いしているものの手数料、4項高額介護サービス等費及び5項高額医療合算介護サービス等費は、それぞれ介護保険サービス利用料の自己負担限度額の上限を超えた要介護者または要支援者に対しての給付でございます。

6 項特別給付費は利用者負担額を減免するもの、7 項特定入所者介護サービス等費は介護保険施設に入所等されている低所得者を対象に居住費・食費の負担の軽減を図るもので、1 目特定入所者介護サービス費は要介護者に対して、2 目特定入所者介護予防サービス費は要支援者に対する給付でございます。

3 款地域支援事業費は4億3,852万3,564円で、前年度と比較して2,677万595円、6.5%の増加でございます。

1項介護予防事業費のうち、1目介護予防事業費は、28、29ページをお願いします。主に 3市1町に委託して実施したもの、2目総合事業費精算金は、当広域連合では平成29年4月 から開始いたしました新総合事業について、平成27年度から準備ができ、開始した市町村に おいて、住所地特例を利用してサービスを利用された方のサービス給付額相当分につき執行したものでございます。

2項包括的支援事業・任意事業費のうち1目包括的支援事業費は、主に広域管内の高齢者 相談支援センターの運営などに係る委託料、2目任意事業費は給付通知等の発送費や給付適 正化システムの維持経費等でございます。

30、31ページをお願いいたします。

3目在宅医療・介護連携推進事業費は、3市1町それぞれの地域に適した医療と介護の情

報共有、連携のあり方を進め、地域包括ケアの強化をいただくために各構成市町に委託した もの、4目生活支援体制整備事業費は、地域ごとの基盤整備における第1層となります市町 単位の協議体の運営やコーディネーターなどに係るもので、構成市町にそれぞれの状況に応 じた基盤整備をお願いしたものでございます。

5 目認知症総合支援事業費は、各市町で認知症施策を推進するために、認知症支援推進員の配置や認知症に関する情報の提供など、認知症ケアの向上を図るための事業を市町や社会福祉協議会に委託したものでございます。

3項その他諸費は、先ほど御説明いたしました住所地特例を利用して他の自治体の総合事業を利用された方の審査支払手数料で、国保連合会への支出でございます。

4 款基金積立金は 4 億2,997万6,529円で、平成27年度決算に伴う繰越分から、国、県などへの返還金などを差し引いた保険料を財源とした剰余金などを積み立てたものでございます。

5 款諸支出金は2億6,485万2,452円で、1項1目介護保険料還付金は過年度分に係る保険料の払戻金、2目介護保険料還付加算金はその保険料払戻金に係る還付加算金でございます。

3目償還金は、平成27年度保険給付費の確定、精算に伴う国・県負担金及び支払基金交付 金の返還金でございます。

32、33ページに係りますが、2項1目一般会計繰出金は関係市町負担金を財源とした平成 27年度精算に伴う市町への返還金でございます。

6款予備費は、執行がございませんでした。

以上、歳出合計は189億3,163万5,223円でございます。

続きまして、34ページの「実質収支に関する調書」をお願いいたします。

1の歳入総額は197億4,309万2,938円、2の歳出総額は189億3,163万5,223円で、3の歳入歳出差引額は8億1,145万7,715円となり、4の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、5の実質収支額は8億1,145万7,715円でございました。

以上で特別会計歳入歳出決算認定について説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

議長(冨田一太郎)

引き続き、代表監査委員から決算審査結果の報告をいただきます。

代表監查委員(田中奈美)

代表監査の田中でございます。

議長からお許しをいただきましたので、平成28年度決算審査の実施結果につきまして補足 説明をさせていただきます。

平成29年7月19日に、向山恭憲委員とともに、地方自治法第233条第2項の規定により、 広域連合長から審査に付されました平成28年度知多北部広域連合一般会計及び介護保険事業 特別会計の歳入歳出決算につきまして決算審査を行いました。

審査に当たりましては、提出されました一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、決算事項説明書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書に基づき、その計数の正否について

確認するため、関係帳簿等を審査するとともに、予算執行について地方自治法第2条第14項 及び地方財政法第4条の規定の本旨に基づいて執行されているか、今回特に配慮をしつつ、 関係職員の出席、説明を求めて実施しました。

審査の結果、お手元にございます決算審査意見書に記載してありますように、関係書類につきましては地方自治法施行規則に定められました様式に従っており、計数におきましては決算を適正に表示しているものと認められ、また予算執行についても地方自治法及び地方財政法の規定の本旨に基づいて行われており、目的はおおむね達成されたものと認められました。

以上、簡単ではありますが、決算審査の結果報告の補足とさせていただきます。

議長 (冨田一太郎)

ありがとうございます。

ここでお諮りをいたします。この際、暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、暫時休憩といたします。再開は10時35分といたします。

(午前10時25分 休憩) (午前10時35分 再開)

議長(冨田一太郎)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより一括質疑に入ります。お手元に配布しました議案質疑の通告一覧の順序に従い質疑をしていただきます。

16番杉下久仁子議員の発言を許します。

16番(杉下久仁子)

よろしくお願いします。

認定第2号、平成28年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について質問させていただきます。

1、歳入、12、13ページにあります2款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金ですけれども、予算額5,693万8,000円に対して約4.6倍となる決算額2億6,035万9,000円となっておりましたが、その理由を伺います。

2、歳入、16、17ページ、6款繰入金、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金ですけれども、決算額が0円となっております。基金を取り崩さなかったと考えますけれども、その理由を伺います。また、補正としても計上しておりませんでした。その理由も伺い

ます。

3、歳入、18、19ページ、8 款諸収入、3 項雑入、2 目雑入、調定額1,533万2,537円ですけれども、それに対して約89%に当たる1,368万6,245円が収入未済額であります。その理由である事業所の保険給付金不正請求をなくすための対策を伺います。

4、歳出、22、23ページ、2款保険給付費は全体として伺いますが、支出額が約175億円であります。それに当初予算額が189億8,320万5,000円、それに対しての92.4%の執行率でありますが、昨年よりも2.2%、支出額が増となっているけれども、過去の執行率としては平成26年度が95%、平成27年度は92.9%で減少をしております。例年実績や将来予想を踏まえた予算計上であればより高い水準での執行がされていると考えますけれども、利用者のサービス利用控えが起きていないか、また利用できる人が適切にサービスを受けられているかを伺います。

5、歳出、30、31ページ、4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金ですけれども、約4億2,997万7,000円の積み立てにより累計が18億4,321万3,000円となりました。これにより、第7期介護保険計画以後の計画のたびに増加をしている介護保険料の抑制につながるか伺います。

また、団塊世代が75歳以上となる2025年問題が予想される際の基金取り崩し額を幾らと想定しているか伺います。

6点目といたしまして、34ページにあります実質収支に関する調書、そちらから 8億1,145万7,715円の黒字となりますけれども、平成26年度が 6億274万2,939円、平成27年度が 6億8,516万6,085円、それに比べて 1億円以上増えておりますその理由を伺います。以上で終わります。

議長(冨田一太郎)

お答え願います。

事業課長(吉田幸尚)

御質問の1番目、「調整交付金が増額となった理由」についてでございますが、調整交付金は国が後期高齢者の割合や被保険者の所得段階区分などの要件をもとに全国的に調整をして交付されるものでございます。

平成28年度予算においては、当連合の第6期事業計画において過去3カ年の実績から計画期間中の見込み交付率を0.3%と算定しており、その計画値を基準に積算しておりましたが、実際に国から示された交付率が約1.5%であったため、交付額が予算を大きく上回ったものでございます。

次に、御質問の2番目、「介護給付費準備基金繰入金を取り崩さなかった理由」についてでございますが、介護給付費準備基金は、介護給付費などの給付に係る第1号被保険者負担分に対し、その年度の保険料収入で賄えなかった際に基金運用していた準備基金を取り崩して運用するためのものでございます。

平成28年度においては、給付額の伸びが予算見込みほど伸びず、保険料収入で賄えたため、

基金から繰り入れる必要がなかったものでございます。また、補正予算としなかった理由でございますが、当特別会計は主に介護給付費などに対する被保険者、国、県、市町などの負担割合に応じて歳入を予定しているもので、給付費に関わるものについては関係団体への影響を考慮し、翌年度に一括して精算することとしているものでございます。

次に、御質問の3番目、「不正請求をなくすための対策」についてでございますが、御指摘のとおり、収入未済額1,368万6,245円はいずれも県の指定であった3事業所分の不正請求の返還残高になります。

対策といたしましては、広域連合が指定をしている事業所に対しましては、指定期間中に 1度は現地調査に入る方針とともに、担当者には実地指導や事業所監査に係る専門的な研修 を受講させるなど、適切な事業所運営を行えるよう指導・助言体制を整えているところでご ざいます。

次に、御質問の4番目、「保険給付費の執行率の減少から利用者のサービス利用控えが起きていないか」についてでございますが、予算は過去の実績や高齢者人口の伸び率をもとに 算出するとともに、介護保険制度改正による影響も加味して計上しております。

保険給付額としては、この2年、今までの伸び率に比較すると幾分鈍化が見られるものの、 数億円規模で伸びており、またサービス利用件数に至っても年々増加傾向が続いていること から、利用控えが起きているとは考えておりません。

次に、御質問の5番目、「介護給付費準備基金の積み立てにより、第7期以降の保険料の抑制につながるのか」についてでございますが、この基金は、給付費に対する保険料財源が不足した場合に取り崩し、給付費に充てることができる財源となっており、事業計画における保険料算定の際にあらかじめ取り崩し額を計上することで、お見込みのとおり保険料負担の抑制に働く要因となります。

2025年は当連合の第9期事業計画に当たりますが、基金のあり方については事業計画ごとに見直していくものとなります。現在は、第7期事業計画策定に向けて検討を重ねている段階であり、具体的な基金取り崩し額などは算出しておりません。

次に、御質問の6番目、「実質収支が平成27年度に比べ1億円以上増えている理由」についてでございますが、主に歳出予算に対する負担割合などで歳入を組んでいることから、保険給付費の伸びが鈍化したことにより、歳出予算額を基準にした歳入額との差が大きくなったものでございますが、平成28年度決算では特に調整交付金の交付率の増加が大きく影響しているものと感じております。

以上でございます。

議長(冨田一太郎)

答弁は終わりましたが、杉下議員、再質問はありませんか。

16番(杉下久仁子)

それでは、2点ですね。

まず、確認ですけれども、3点目で質問しました雑入の中での事業所の保険給付金不正請

求をなくすための対策の中で聞いたときに、事業所の数を答弁されたと思うんですけれども、 すみませんが、もう一度確認のために伺いたいと思います。

また、指定中にそういった事業所への監査、実地検査、助言体制の強化、これは取り組んでいっていただきたいと思います。すみません、意見は述べられないので、失礼しました。

2点目ですけれども、歳出の2款介護給付費のことですが、平成28年度から利用者負担が 2割になる人も出てきました。利用件数が伸びていると答弁の中ではおっしゃっておりまし たけれども、その利用料が増えたためにこれまで週3回デイサービスを利用していた方が2 回に減らしたり、また現状より回復、また悪くならないように他を節約して利用頻度をその まま維持している方もいるというふうに聞いております。

この状況から、監査のほうでもありました、まとめのところでもありました、地域住民に安心を与えられる介護保険事業の適正かつ円滑な運営を期待されている広域連合として、2割負担の方の受給率、利用減少などの実態把握を行うことが必要と考えますが、28年度について行われたかどうか伺います。

議長(冨田一太郎)

お答え願います。

事業課長 (吉田幸尚)

まず、1点目になります。

収入未済となっている事業所は、3事業所でございます。

2点目の2割負担の方の実態調査についてでございますけれども、現在2割負担となっている方が全体の11.6%という数字というものは載っておりますけれども、その方につきましてどのようなというところまでは把握しておりません。ただし、適切なケアプランに沿って適切なサービスが提供されているものと理解しているところでございます。

以上でございます。

議長(冨田一太郎)

以上で16番杉下久仁子議員の議案質疑を終わります。

続いて、4番神野久美子議員の発言を許します。

4番(神野久美子)

一般会計歳出、14、15ページ、2款1項1目2節給料、職員が1名増員となったが効果はどうか。

次に、介護保険事業特別会計、歳入、12、13ページ、1款1項1目3節滞納繰越分保険料 不納欠損額、収入未済額について、決算審査意見書には適正な徴収事務に引き続き努められ たいとあるが、どのように考えているか。

- 2、歳出、20、21ページ、1款1項1目一般管理費の不用額の内容はどのようか。
- 3、歳出、22、23ページ、2款1項介護サービス等諸費、主要施策報告書28ページの表の

中で、他の種類に比べ訪問看護の件数で大府市が多いがどう分析しているか。

4、歳出、24、25ページ、2款2項1目介護予防サービス給付費、主要施策報告書30ページの通所リハビリテーションの市町別件数が東海市は少ないが、どう分析しているか。 以上、お願いいたします。

議長 (冨田一太郎)

お答え願います。

総務課長(船津光裕)

認定第1号への御質問の「職員が1名増員になった効果について」でございますが、平成28年度から介護保険制度の改正により、地域密着型通所介護事業所の指定・監督事務が権限移譲されたこと、また平成29年度から新総合事業を開始するに当たり、各市町との調整も含めた準備を行うことができ、これらの業務について円滑なスタートを切ることができたことが効果であると考えております。

以上でございます。

事業課長(吉田幸尚)

認定第2号への御質問の1番目、「適正な徴収事務」についてでございますが、従前より 事業課職員、徴収嘱託員を中心に滞納整理事務を進めており、年2回の強化月間には各市町 の介護保険担当課にも御協力をいただきつつ、滞納者への納付勧奨を行っております。

また、昨年度からはコンビニエンスストア及びゆうちょ銀行での納付を可能とし、納付の 利便性向上を図っております。不納欠損額、収入未済額に顕著な効果が見られるほどではご ざいませんが、コンビニ収納の件数は徐々に増加傾向にございます。

今後も、引き続き収納率の向上に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、御質問の2番目、「一般管理費の不用額」についてでございますが、主には認定申請件数が見込みほど伸びなかったことなどの理由による通信運搬費と印刷製本費が入札により減となったことによるものでございます。

申請1件につき、主治医意見書、認定調査票など認定に係る通知の送料を通信運搬費に計上しておりますが、申請見込み1万2,970件に対し、審査判定件数で1万2,238件、それらに対する送料と合わせて、他の通知類も減少し、通信運搬費で約182万円の不用額を生じたものでございます。

また、印刷製本費においても、介護保険被保険者証と窓空き封筒の入札の結果、約88万円の不用額を生じ、通信運搬費と合わせて約270万円の不用額が生じたことによるものでございます。

次に、御質問の3番目、「訪問看護サービスにおける大府市の状況の分析」と4番目、「通所リハビリテーションサービスにおける東海市の状況の分析」についてでございますが、 関連がございますので一括してお答えいたします。

被保険者がどの介護サービスを御利用いただくかは、個々の状態に応じて適切な介護サー

ビスが選択できるよう御本人、御家族さんも交え、ケアマネジャーによりケアプランを作成 した上で御利用していただいておりますが、中には複数の介護サービスを組み合わせて御利 用いただく場合もございます。

主要施策報告書では、その結果を取りまとめ、構成市町ごとに件数、金額を取り出しておりますが、その多寡につきましては、大筋ではそのサービスを必要とする状態の被保険者の数に起因しているものと判断しております。

御質問の訪問看護サービス、通所リハビリテーションサービスにつきましては、県指定の施設であり、管内いずれの事業所につきましても当連合の被保険者であれば御利用は可能ではございますが、各サービス事業所の数は市町ごとにばらつきがございます。例えば、特に通所系サービスなどでは、近くに事業所があれば利用しやすいといった面もあるかと考えているところでございます。

以上でございます。

議長 (冨田一太郎)

答弁は終わりましたが、神野議員、再質問はありませんか。

4番(神野久美子)

1点だけ、お願いします。

介護保険事業の特別会計の先ほど1のところで、コンビニとかゆうちょで支払いが行われているということで、件数がわかれば教えていただきたいと思います。

議長 (冨田一太郎)

お答え願います。

事業課長(吉田幸尚)

ゆうちょ銀行につきましては、銀行のシステム、一まとまりになって集計できないので割合は不明となっておりますけれども、コンビニの収納でございますが、始まりました去年、28年度7月が1,237件でございます。それに対して今年度の7月ですと1,489件という感じで増えておるところでございます。

以上でございます。

議長 (冨田一太郎)

よろしいですね。

では、以上で4番神野久美子議員の議案質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論はありませんか。

16番杉下久仁子議員。

16番 (杉下久仁子)

よろしくお願いします。

平成28年度介護保険事業特別会計決算認定について、賛成の立場から討論させていただきます。

今回の会計の決算について、広域連合のメリットである人件費電算システムなどの経費の 軽減がなされ、保険財政の安定化による黒字決算と順調な基金の積み立てがされております。 ただし、不用額の大きい介護給付費の中身を見ると、住民が安心してサービスを受けられて いるのか疑問の残る点もあります。

また、保険料に関しても、普通徴収では低所得や無年金の方が多く保険料の減免、免除を個別に合った対応をすることを求めたいと思います。

サービスの利用についても、自己負担が2割になったことによって利用控えをしていないか、経済的にほかで切り詰めていないかなど、広域としても個々の調査、把握に努めるべきだと考え、また介護給付費全体の給付の鈍化との答弁についても、その実態、理由等をきちんと把握される必要があると考えます。利用を控えたり生活が苦しくなることで重症化しては、本末転倒であります。

最後に、介護給付費準備基金が18億円を超え、毎年度黒字決算であることを考えると、第 7期介護保険事業計画ではさらなる介護保険料軽減に向けて基金の活用を増やし、所得段階 を12段階以上にすること、また柔軟な対応のできる施設の充実に基金の活用をすることを求 め、討論を終わります。

議長 (冨田一太郎)

他にありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

最初に、認定議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり認定と決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、認定第1号「平成28年度知多北部広域連合一般会計歳入歳 出決算認定について」は原案のとおり認定されました。

続いて、認定第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり認定と決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、認定第2号「平成28年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」は原案のとおり認定されました。

議長 (冨田一太郎)

次に、日程第7、議案第8号「平成29年度知多北部広域連合一般会計補正予算(第1号)」及び日程第8、議案第9号「平成29年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第1号)」を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

事務局長 (伊藤明典)

ただいま上程となりました平成29年議案第8号及び議案第9号につきまして、一括して御 説明いたします。

初めに、平成29年議案第8号「平成29年度知多北部広域連合一般会計補正予算(第1号)」について御説明いたします。

補正額といたしましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億3,656万9,000円を追加し、 予算の総額を34億2,199万9,000円とするものでございます。

歳入から御説明いたします。

8、9ページをお願いいたします。

5款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金は、介護保険システムの改修に伴う費用を財政 調整基金から一般会計へ繰り入れるもので、4,004万4,000円を増額補正するものでございま す。

2項1目介護保険事業特別会計繰入金は、介護保険事業特別会計の平成28年度決算に伴う 負担金の精算により特別会計から一般会計へ繰り入れるもので、1億9,359万1,000円を増額 補正するものでございます。

6 款繰越金、1項1目繰越金は、一般会計の平成28年度決算に伴い繰越額が確定したため、293万4,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

10、11ページをお願いいたします。

2 款総務費、1項1目一般管理費、23節償還金利子及び割引料は、介護保険事業特別会計 繰入金1億9,359万1,000円を各市町に返還するものでございます。

28節繰出金は、財政調整基金繰入金を介護保険事業特別会計に繰り出すものでございます。 2目財政調整基金費は、繰越金293万4,000円を増額補正し、財政調整基金に積み立てるも のでございます。

以上で、一般会計補正予算(第1号)について説明を終わります。

続きまして、平成29年議案第9号「平成29年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補 正予算(第1号)」について御説明いたします。

今回の補正予算は、平成28年度決算に伴う繰越金の処理と、当初予算策定時には改修内容 や費用が見込めずにおりました介護保険システムの改修に係る増額、そして各市町の住民基 本台帳ネットワークシステムと接続して連合で実施する予定でありました符号取得処理を各 市町で対応いただけたことにより、執行予定がなくなった住民基本台帳ネットワークシステ ム接続端末借上料の減額により、補正額といたしましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ8 億7,306万5,000円を増額し、予算の総額を216億9,596万5,000円とするものでございます。 歳入から御説明いたします。

8、9ページをお願いいたします。

3款支払基金交付金、1項2目地域支援事業支援交付金の111万5,000円の増額は、28年度 事業費の精算の結果、事業費に対する第2号被保険者負担割合に基づく交付額に不足が生じ ておりましたので、不足分を追加交付いただくものでございます。

次に、4款県支出金、1項1目介護給付費負担金の2,244万4,000円の増額は、3款と同様に、28年度事業費の精算の結果、給付費に対する県の負担分に不足が生じておりましたので、同様に不足分を追加交付いただくものでございます。

次に、6款繰入金、1項4目事務費繰入金の4,004万4,000円の増額は、介護保険システムの改修に伴う費用を、財政調整基金を財源に一般会計から繰り入れて対応するため、増額補正するものでございます。

次に、7款繰越金、1項1目繰越金は、28年度決算に伴う繰越額で、繰越金8億946万 2,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、歳出を御説明いたします。

10、11ページをお願いいたします。

1 款総務費、1項1目一般管理費4,004万4,000円の増額は、右の説明欄にございますように当初予算では改修内容も曖昧で費用の精査ができずにおりました部分でございますが、平成30年4月の法改正に対応するもののほか、日常生活圏域の変更やマイナンバー制度などに対応するためのシステム改修費4,319万円を増額し、またマイナンバー制度に係る符号取得処理について、市町との調整の結果、執行予定のなくなった住民基本台帳ネットワークシステム接続端末借上料314万6,000円を減額し、その差額を増額補正するものでございます。

次に、4款基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金は、28年度繰越金のうちの保険料分を基金に積み立てるため、5億5,394万8,000円を増額補正するものでございます。

次に、5款諸支出金、1項3目償還金は、28年度事業費の精算の結果、余剰金を国・県及び支払基金に返還するため、8,548万2,000円を増額補正するものでございます。

また、2項1目一般会計繰出金は、28年度事務費及び事業費の精算の結果、市町負担金を 財源とする余剰金を一般会計へ繰り出すため、1億9,359万1,000円を増額補正するものでご ざいます。

以上で、介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について説明を終わります。 よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

議長(冨田一太郎)

これより一括質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

最初に、議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第8号「平成29年度知多北部広域連合一般会計補正予算(第1号)」は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第9号「平成29年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第1号)」は原案のとおり可決されました。

議長(冨田一太郎)

次に、日程第9「議員の派遣について」を議題といたします。

お手元に配布いたしました「議員の派遣について」のとおり、平成29年度議会行政視察について、富山県の砺波地方介護保険組合及び福井県の坂井地区広域連合における介護保険事業に対する調査を目的に、期間といたしましては平成29年10月2日から3日の2日間、議員全員を派遣するものであります。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、配布いたしました「議員の派遣について」のとおり派遣 することに決定いたしました。

議長 (冨田一太郎)

以上をもちまして、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。 広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許します。

広域連合長(鈴木淳雄)

議長のお許しを得まして、知多北部広域連合議会の定例会の閉会に当たり一言挨拶をさせていただきます。

今回の定例会におきまして、平成28年度決算の認定、平成29年度補正予算の議決をいただきましたこと、まずもってお礼申し上げます。

一般質問や議案質疑で御指摘のありましたことにつきましては、職員一同、十分心して取り組み、今後も介護保険の広域的運営のメリットを生かし、よりよい運営を目指してまいり

ますので、議員の皆様におかれましては引き続き御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げ、簡単ではございますが閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長 (冨田一太郎)

これをもちまして、平成29年知多北部広域連合議会第2回定例会を閉会いたします。 (8月25日 午前11時08分 閉会) この会議録は、書記の校閲したものと内容の相違ないことを証するため、地方自治法第123 条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 (12番) 冨 田 一太郎

議員 (15番) 小松原 英 治

議員(16番)杉下久仁子